

ひがしそのぎ

議会だより
 第 130 号



今年も春に開催された彼杵小学校運動会

各会計予算・農業委員会委員の推薦	2ページ
条例改正・繰越明許費に関する報告	3～4ページ
一般質問	5～8ページ
議会活動報告	9～11ページ
編集後記	12ページ

6月定例会

平成22年第2回定例会は6月10日から22日までの13日間の日程で開かれ、条例の一部改正・補正予算などが提案され慎重審議の上、全議案を全会一致で承認・可決しました。

また、一般質問は、8人の議員から教育関連・環境問題など町政全般にわたり質問がありました。

22年度各会計補正予算

一般会計補正予算（第1号）

予算総額に歳入歳出それぞれ42,623千円を追加し、総額を4,656,623千円とするもの。

主に児童福祉に係る経費16,335千円、地域活性化住宅費5,814千円、教育センター分室に係る経費5,030千円、障害福祉費4,276千円など。

尚、審査中、議員の指摘により2度に亘り、議案の訂正があったことに対し、昨年からの相次ぐ不手際を含め、嚴重注意を喚起する強い意見が付されました。

老人保健事業特別会計補正予算（第1号）

予算総額に歳入歳出それぞれ683千円を追加し、総額をそれぞれ3,797千円とするもの。

21年度事業実績に伴い、国庫支出金及び県支出金53千円の追加計上と支払基金交付金の償還金630千円の追加計上。

介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

予算総額に歳入歳出それぞれ9,655千円を追加し、総額をそれぞれ756,355千円とするもの。

21年度介護保険事業精算に伴い、介護給付費（国庫負担金、県負担金、支払基金交付金）及び地域支援事業費（国庫交付金、県交付金、支払基金交付金）に不用額が生じたため、余剰金を返還するもの。

また、保険料徴収嘱託職員に係る報酬、グループホームのスプリンクラー整備事業費などの追加である。

農業委員会委員の推薦

任期満了（平成22年6月14日）により、議会より寺井 恵子氏（木場郷1733-1）を推薦しました。

一般質問

六月議会で八人が町政全般について質問しました



橋村 孝彦 議員

学校規模適正化検討委員会について

【議員】今年度、学校規模適正化検討委員会に関する予算が新規に計上されているので次に質問する。一、学校規模適正化とは何か、その必要性とメリットは。二、当初予算で計上されたことは前向きに進めると云うことか。三、検討委員のメンバーと年間会議数、答申時期は。四、適正化における学校と地域の在り方は。五、他市町の現状は。

【町長】社会の一員として自覚を持って行動出来る学び易い集団の中で多くの友達と多くの事を経験して成長出来る規模が望ましい。小規模校は家庭的な雰囲気の中で学べる等のメリットもあるが

小さな集団では社会性に欠ける、人間関係が固定化し易い、向上心が芽生えにくい、多様な考えを聞くことが出来ない等、学校の努力だけでは解決出来ない問題もある。子供達にとって良好な教育環境を確保することが適正な規模であり必要と考える。但し行政の財政的なメリットで適正化を論じる事はない。

【教育長】本町の学級数は学校教育施行基準より少ない。検討委員は教育関係者、学識経験者、保護者等で構成され会議は年四回、答申は二十四年三月三十一日を予定している。他市町の適正化は進捗しつつある。

【議員】小学校は地域社会の核であり長い間、育てて来た共有財産でもあり一つの自治単位としての機能を果たしており当該地域の心情は良く理解出来る。しかし、学校規模や環境は子供達の教育にとつての在り方が如何に在るべきかと云う事が最優先されるべきと考え

【議員】前掲として肯定論が有っても地域の皆さんの理解が重要であり、遺漏なきよう進められた

【議員】名称変更は初めて聞くが適正化に向けたビジョンがあったから検討委員会としたのではないのか。

【教育長】名称が変わっても検討はする。

【議員】検討委員会と懇話会ではニュアンスが違う。慎重と前向き、どちらに重きをおくのか。

【教育長】両方だ。

【議員】答申は二十四年三月三十一日との事だが我々の任期は後、年を切った。それぞれが持つ一つのテーマなら任期内に方向性を示すべきではないか。

【町長】このような重要な案件は十年ぐらいいい過程を経て論じる必要がある。二十七、二十八になるので水面下では十八年頃から試案として検討していた。

【議員】前提として肯定論が有っても地域の皆さんの理解が重要であり、遺漏なきよう進められた



樋口庄次郎 議員

シーサイド公園の利用状況について

【議員】多目的広場でのトラック・フィールド場での練習あるいは競技大会等の施設利用や芝生広場での利用は、当初の見込みよりも相当少ないのではないのか。

【議員】多目的広場、これからの多目的広場、これから先利用者増を目的とした施策を積極的に県に働きかける考えは。

【町長】本町の緑地広場シーサイド公園も周辺の方々のジョギングコースとして、又町民の皆さんにも日常的に多く使われている。

特に近年では郡内県内の高校生などに利用が拡大している。まずは地域の皆さんが気軽に利用できる施設としてのスタンスが確保できればと考えている。もともと県内の各種の

協議会を誘致するなどという利用予測があつてつくられたとは理解していない。当初見込みという数値は存在していないので比較はできない。

【議員】スターティングブロックやハードルなどの備品を県に要望できないか。

【教育長】これが陸上競技場としてつくられていれば可能だが、目的そのものが多目的広場ということでは無理である。

【議員】ナイター施設はできないか。

【町長】県の施設なので非常に制約がある。

【議員】圍場整備に伴い谷口方向に通じる町道の取り付けが変わりました。それに伴い現在の歩道は

その役割を果たしていない。現在谷口方向に渡られる歩行者、電動カーを利用しておられる高齢者の方々に、非常に不便さを与えている。

現状の斜め横断を直接横断できるよう横断歩道を移設することが交通安全を向上させたいと思うが、移設に向けて国土交通省、警察当局と協議し、早急な対応を図るべきだと思うが。

【建設課長】すでに国土交通省佐世保国土維持出張所長あてに横断歩道の移設にかかる道路施設の改修について、地区からの要望書を添付して要望している。ブロック積に張り出し式の歩道を設置する方法もあると聞いていたが、横断歩道の移設という工法が決定したので、改めて警察署にお願いしたい。

【議員】町長はなぜ自分で回答しないのか。

【町長】全て町長が答えられることはない。熟知していることは担当が行う。

【議員】早く移設してもらいたい。

【町長】町の権限で、できない所に問題がある。



堀進一郎 議員

広域農道を活かした町づくりについて

【議員】町民は完成する広域農道を活かした町づくりに期待し、注目しているが、将来に向けて、どのような地域振興策を抱いておられるか、また、地域の活性化と人口減少の歯止めの一助とするため、定住促進を目的とした宅地団地の造成計画を施策の重要課題として取り組む考えはないか。

【町長】先ずは、農業振興に期する営業促進、日常生活に共用できる推進を目指す。完成後は、大村湾が一望できる所に地元物産センター等が出来ないかインフラ整備し検討研究している。さらに、今後完成したところで、交通等の状況見て、判断したい。定住促進に伴う

宅地造成計画については自然を活かした定住、別荘、セカンドハウス等には最適と思う。町としては、民間等の協力があれば、団地の斡旋、定住等の分譲地提供等に期するソフト面での体制を備え民間から提供、問い合わせをストックしておく体制作りは可能である。

千綿女子学園跡地利用について

【議員】廃校後、有効活用の声が多いが、町は施策を検討しているのか、その後、県との協議は進めているのか、また、住民総参加の協働町づくりを目指すため、近傍の自治会と協議し活用方法を思索する考えはないのか。

【町長】これまで、研究検討してきたが規模、社会変化によって県との協議が進展しなかった。現在、町としては、住民農園、観光農園、公園農園等が出来ないか、各団体、近傍自治体との協力、を経て協議しながら推進したいと考えている。

龍頭泉再開発

【議員】貴重な龍頭泉が長い間の木々や雑草の生い茂りで障害され、折角の景勝も観賞できない状態である。また、案内板や宣伝看板など古びて十分その役も果たしていない。県道が安全に通行できるように県に要請する考えはないか。また、観光客を呼び込む手法として水汲み場を園内に築造したと提案する。

【町長】景観整備については、観光ボランティアを組織して伐採整備したい。看板等については、見直して改善する。県道は財政的に全改良無理。離合箇所建設で対応する。水汲み場については適地があるか認知していない。今後の課題とする。



吉永秀俊 議員

地球温暖化防止と循環型社会に対する本町の現状と対策は！

【議員】二〇〇七年のIPCC第四次評価報告書の内容は、「人類がこのまま化石燃料依存の経済活動を続けていくと百年後には地球温暖化により十八〜五十九センチの海面上昇が起こる」との衝撃的なもので、この発表を受け国内外で様々な地球温暖化防止・資源の循環対策が行われているが、本町の具体的取り組みは。

【町長】ゴムの縮小・減量の下、マイバック運動・生ごみ処理機への補助金・資源ゴミ回収奨励金などの施策を行っている。

【議員】現在、本町の大部分の生ごみは焼却処分されているが、焼却ゴミの減量・資源循環の重要

性を町民に再認識してもらう為「ゴミを出さない、資源循環型の町づくり」を目指し、生ごみの堆肥化・コンポスト化を推奨し、啓発・支援（生ごみ処理機具の無償貸し出し・雑草の堆肥等）を積極的に行うべき時期では。

【町長】本町は庭・畑・家庭菜園のある家が多く生ゴミを処理しやすい環境にある。家庭・企業が自発的に実行されるようサポートしたい。

【議員】資源ゴミの回収は婦人会・子供会が主体で行われており、ゴミの減量化・焼却場の経費削減・最終処分場の延命に大変貢献されている。現在一〇五円の奨励金をもつと増額すればゴミの減量化・資源の循環の他、婦人会・子ども会活動の活性化にも役立つのでは。

【町長】昨年は年間六万三千キの資源ゴミ回収実績がある。買い取り業者の価格は安定していないので、検討したい。



東彼杵郡三町で共同利用しているごみ焼却場の将来計画は

【議員】昭和五十六年に建設し平成十四年に十四億二千万円かけてダイオキシン対策の改修をした焼却場は「長崎県ごみ処理広域化計画」では平成二十四年度廃止予定とされている。福祉組合に於いては毎年維持費、五億五千万円の他、し尿処理場・最終処分場・現在川棚町に建設中の老人ホームなど多額の起債償還があり、三町ではとても建設できないが今後の計画は。

【町長】現在の焼却場は三十一年ごろまで利用できる。二十五年度頃を目途に広域化の協議に取り組む予定である。



森敏則 議員

町有建物「道の駅」周辺増改築を許可

【議員】道の駅のくじら看板の設置については、町長の裁量権で設置を了承したと聞いているが。

【町長】町長の執行権で許可した。

整備を言及し手付かずの千綿漁港

【議員】漁港外港の整備は、町長は町長選挙出馬の折「漁港外港の整備は私ならできると」言及し挨拶されましたが、何一つ行動した姿勢が窺えない。町長は本当に整備する考えがあるのか。

【町長】埋立が違法であるので、整備は難しい。

税金(1億7,848万円)で田舎の庄屋風に造られた「道の駅」

町は、商工費の「道の駅管理費」として毎年約500万円を予算計上、平成21年度末ごろ43,392,835円支出している。



- 公設民営の在り方に疑問（増改築が繰り返され、公設当時の面影は様変わりしている）
○家賃設定；月13万5千円に疑問（H29.3.31までの賃貸期間で家賃収入は、累計23,786,129円である）



町長選挙出馬の折、環境整備を言及した千綿漁港外港（ごみやコンクリート片が散乱し、環境被害と災害被害が懸念される）



前田修一 議員

新地方公会計制度に基づく、平成二十年度決算財務諸表の報告について

【議員】連結貸借対照表の公共資産の(一)有形固定資産三百三十億八千九百万の地域別の金額の公表を求めます。昭和三十四年に千綿、彼杵が合併後五十二年間で形成された有形固定資産の金額がどの様に地域別に、住民の福祉のために活用されたかを把握し、町民には公表するべきと考えます。

現在地域間格差が存在しないのか、町長が言われる公平公正に町民の福祉を向上させる為に有形固定資産は寄与しているのか。町道改良の完成予定年度の分野で考慮しても地域間格差が存在するかと考えます。私の考えに同調される住民も多数おられます。町民の皆様が理解できる金額の公表を求めます。

簡易水道事業の維持管理について

【議員】水道課で作成された地区別(水系別)の修理箇所一覧表、期間は平成十六年から二十一年までのものである。その内訳で修理件数の総数は五百六十件です。その中で里水系千綿水系(宿駄地等)合計三百六十六件の四二%が集中して発生しています。偏っています。

四月に里水系で断水がありました。減圧弁が原因です。現場に向き修理施工の人に質問し、判明したことは減圧弁の耐

用年数を五年も過ぎていた器具が使用されていた。現在下水道工事や町道の改良工事と並行して、簡易水道の改良が行われているが、町道の改良されない地区及び平成三十四年度が整備計画の目標年度の下水道事業の地域ではこの状態で進み、断水の都度修理にて対応されるのですか。平成二十八年度までに簡易水道事業の整理・統合の件が、国からの指導もある中で、現在の状況は当然把握されていると理解しているが、今後の維持管理の方針をお聞かせください。

【町長、水道課長】水道管の台帳は完全に整備されていない。古いものは設計書がない地域もある。今年度より資産状況の調査を始める。現在、四か所の施設はテレメーターで管理し、十二か所の施設は毎日見回りを行っている。平成十九年度全施設の機器の点検を行い五十八ポンプの中で五基の取り替えを勧められた。二十二年度水道管の更新に平地区(里水系)を予定している。【議員】機器の耐用年数を延長して使用などせず早めの対応を求めます。

条例の改正

東彼杵町定住促進条例（平成22年条例第8号）の一部を次のように改正する。

交付の対象者が分かりづらいことから条文が整理されたもの。

町内に居住している者で、①住宅用地を保有していない者、②住宅用地を保有している者、③住宅用及び建物を保有している者。町内に居住していない者で、①住宅用地を保有しない者、②住宅用地を保有している者、と明文化された。

職員の給与等に関する条例（昭和34年条例第14号）の一部を改正する条例

職員の給与から控除（天引き）する規定について条例改正が必要なため。

職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を改正する条例

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたため。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第2号）の一部を改正する条例

育児を行う職員の両立支援を推進する人事院規則の改正に伴い、時間外勤務の制限を規定するなど国に準じた所要の改正を行うため。

参考人等に対する実費弁償に関する条例（昭和50年条例第20号）の一部を改正する条例

第2条ただし書中「職員の旅費に関する条例第14条但書」を「職員の旅費に関する条例第14条第2項」に改めるもの。

平成21年度繰越明許費に関する報告

一般会計について、繰越明許費繰越計算書により報告

繰越金額は、23事業、418,223千円である。

簡易水道事業特別会計について、繰越明許費繰越計算書により報告

繰越金額は、5事業、52,100千円である。

東彼杵町公共下水道事業特別会計について、繰越明許費繰越計算書により報告

繰越金額は、1事業、40,000千円である。

平似田太ノ浦線改良工事（7工区）請負契約の変更

契約変更の方法	当初	指名競争入札による契約
	変更	随意契約
契約金額	変更前	120,861,300円
	変更後	121,772,700円
契約の相手方	会社名	門田・ダイヤ建設工事共同企業体 門田建設株式会社
	住所	代表取締役 門田治男 佐世保市天満町2番30号



浪瀬 真吾 議員

家畜伝染病口蹄疫への対策について

【議員】家畜伝染病口蹄疫の感染が、宮崎県の都農町で三頭確認されて以降、感染は五市五町に広がりが十九万頭を越える家畜が殺処分されなければならぬ事態となっている。繁殖農家においては、五月開催予定の各家畜市場の開催も延期になり、我が町においても五月に出荷予定の子牛が二十二頭出荷出来なく毎日の飼料代は嵩み、収入も途絶えている。肥育農家においては、導入が出来ず約二十ヶ月後の出荷計画が出来ない現状である。二十七日に私も同伴しJAと繁殖部会の代表者が要請をされたところでもあるが、今回の事態で、畜産農家への生活支援・経営維持にどのような支援策を考えておられるか。防疫対策については、どの

ように考えておられるか。万が一に備えてはどのようになっているか。【町長】畜産農家の支援については、五月二十七日三町長で話し合い歩調を合わせ決定しているもので、内容については担当課長に説明させる。防疫対策については、六月四日口蹄疫防疫対策本部を立ち上げ、消石灰を頭数割りで配分を実施したところである。消毒薬も備蓄をしている。畜産農家自らの防疫対策、防疫措置を基本に置きながら、想定できる事態に備え迅速に対応するための指示をしている。万が一に備えては、発生の情報を直ちに町・県・国に寄せられるような体制を作り、発生地周辺の消毒と埋却を速やかにする。【産業振興課長】万が一に備えては消毒液のクレンテを二十キロ確保している。出荷予定牛二十二頭分について飼料代の三分の一（三千円）の助成を予定している。埋却場所については、規模が小さい場合は町有地、大きな場合は県有地、国所有地をお願いしたい。【議員】豚は牛などの反芻動物に対し百倍から二

千倍感染力が強く、もしイノシシなどの野生動物に感染した時の監視体制はどのように考えておられるか。更に感染の確認がされた場合の対策はどうされるか。【町長】イノシシ自体の駆除にも苦慮しているもので、畜舎に近づけないよう保護する対策を取り、もしイノシシに感染した確認が取れば、ワイヤメッシュとか電気柵を町が一時的に貸与するか、恒久的なものにするのかその時点で早急な対応をしたい。【議員】繁殖農家は、牛が出荷できない状態が続いており、生まれてくる子牛の飼育場所についての支援策や、納税の猶予措置は出来ないか。【町長】予算化が難しく緊急事態の中で適切に対応したい。【税務課長】申請してもらえば出来る。延滞金は付かない。



岡田伊一郎 議員

人事・定員管理と職員採用について

【議員】十七年度から二十一年度の職員採用試験の応募者数と採用者数を。【総務課長】五年間で三十四名の応募者数で採用者数は七名。【議員】二十二年度採用された職員の採用方法。なぜ職員採用統一試験ではなかったのか。競争試験は受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならないとなっている。【町長】原則として競争試験によるが、人事委員会を置かない町は競争試験か選考によるかは首長に委ねられている。今回は町長の裁量権として選考による採用を行った。【議員】地域情報センター職員の二割給料から支出できる根拠は。【町長】不適切な処理は

否定できない。しかし款項が議会の議決対象であり目録は首長の執行科目で節内の流用で是正できると理解する。適正に処理し是正の方向で検討する。【議員】技能労務職の仕事内容は。【総務課長】ソフトウェアの通信業務をしながら電話交換、町バス料金の集金、庁舎の管理など。【議員】技能労務職は給食センターや学校事務補助の職については、退職者の補充はせず嘱託や臨時職員で対応していく方針ではなかったか。なぜ今技能労務職の採用なのか。【町長】給食センターについては民営化という気持ちは持っていたが、採用はしないとは言っていない。【議員】技能労務職で、なぜ一般職の仕事ができるのか。【町長】仕事の加重の問題で八割ぐらいは技能労務職の仕事。【議員】仕事の内容と責任の重さで給与体系が一般職と分かれているのにおかしいのではないか。【副町長】採用の方法職種いちはばいい方法を首

長が判断。【議員】企画係に配属したのに職員配置表に載っていないのは。【町長】当然四月一日付で辞令を出しているのだから、お詫びしたい。意図的ではない。【議員】任用替えの方法と試験の内容は。【総務課長】学校事務補助と給食センターから五名で面接・作文・パソコンの適正試験を行っている。【議員】今回の応募と試験内容は。【副町長】作文試験はいつまで出さないかと、それによって面接をした。パソコンは当然できると確認したので実施しなかった。【議員】それはおかしい。試験というのは課題と時間を決めてその場で実施しなければネットの利用やゴーストライターなどで本人の能力は判定できない。【副町長】私がかかわったものは、そういうことになっている。

